

段階取得における従来投資の 再測定と利益計算

Remeasurement of Previous Investments in Step Acquisitions
and Income Determination

山下 奨
Sho YAMASHITA

要 旨

企業結合会計における段階取得に関する先行研究では、従来投資の再測定差額をその他の包括利益 (OCI) に計上することは検討されているものの、リサイクリングや再測定によって増加した資産の費用配分を含めた事後の影響については、あまり検討されていないように思われる。段階取得による純利益への影響を避けるためには、評価差額を OCI に含めても解決しない問題がある。再測定によって、通常、資産が切り上げられることとなり、切り上げられた資産の費用化に伴い、利益にも影響する。

ストックのリアリティの回復と適正なフロー計算の両立を目指して、再測定を行うときの、評価増分の会計処理を見据えた、再測定差額の当初測定および事後測定を検討している。ストックのニーズからは、評価増分は、のれん等の資産に計上したうえで、当期以降の純利益に含まれる費用 (償却・減損) とするほかになさそうである。フローのニーズから再測定による純利益への影響をなくすためには、のれん等の増額分の事後測定と段階取得に伴う再測定差額の事後測定をタイミングと金額を合わせて相殺することができればよい。そうすると、段階取得に伴う再測定差額は、事後の期間に純利益に含めるためには OCI にするほかになさそうである。そのうえで、当該再測定差額は、のれん等の資産の増額分の償却または減損のタイミングと金額に対応させて、OCI から純利益に振り替えるリサイクリングの手続きを行うことによって、純利益への影響を排除することができることを示している。

キーワード：企業結合会計、段階取得、純利益、その他の包括利益 (OCI)、リサイクリング、
のれん

1 はじめに

日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）によって、2007年8月に国際会計基準審議会（IASB）と共同で公表したいわゆる東京合意に基づき、2008年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとして掲げた項目を中心に審議が行われた¹。その成果の1つとして、2008年12月に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」が公表された²。改正された項目のうち、段階取得に関する連結財務諸表上の会計処理については、2007年12月に米国財務会計審議会（FASB）から公表された財務会計基準書改訂141号（SFAS141R；FASB 2007）、2008年1月に国際会計基準審議会（IASB）から公表された国際財務報告基準改訂第3号（IFRS3R；IASB 2008）と同様の会計処理が求められることとなった。

この段階取得（step acquisition）は、IASB（2008）では、段階的に達成される企業結合（business combination achieved in stages）であり、取得日の直前に持分を保有していた被取得企業の支配を取得する取引とされているものである（IASB 2008, 41項）³。このIASB（2008）では、被取得企業（acquiree）の持分の段階取得による支配獲得時に、取得企業によって従来保有していた投資（以下、従来投資ともいう）が支配獲得日の公正価値で再測定され、その結果生じる損益は純利益において認識されることとなった（IASB 2008, 42項）⁴。通常、段階取得における従来投資の再測定によって、投資が切り上げられ、のれんや利益が生じることから、本稿では、そのような場合を想定して議論する⁵。

このような段階取得における再測定が必要であるのか、再測定を行う場合にその再測定差額を純利益に含めてよいのかは、先行研究で取り上げられてきたところである。再測定の必要性については、投資の性質の変化の有無を考慮すると一律に求められるべきではないという議論（たと

¹ その項目は、①持分プーリング法の廃止及び取得企業の決定方法、②株式の交換の場合における取得原価の算定方法、③段階取得における取得原価の会計処理、④負ののれんの会計処理、⑤企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理等であった。

² その間、2007年12月に「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」および「研究開発費に関する論点の整理」、2008年6月に「企業結合に関する会計基準（案）」をはじめとした企業結合（連結を含む）に関する一連の会計基準に係る公開草案が公表されている。

³ このFASB（2007）およびIASB（2008）の内容および文言は、ほぼ同様なので、本稿ではIASB（2008）の規定を中心に引き上げる。なお、FASB（2007）は、FASBコード化体系（FASB-ASC）Topic 805に引き継がれている。

⁴ この被取得企業（acquiree）とは、取得企業が企業結合において支配を獲得する事業（business or businesses）のことをいう（IASB 2008, 付録A）。本来は被取得事業のほうがより多くのものを含むと考えられるが、本稿では、企業結合（business combination）という用語との整合性から、被取得事業ではなく被取得企業という用語を採用することとする。

⁵ 投資の切下げや負ののれんが生じる場合もありうる。

段階取得における従来投資の再測定と利益計算

例えば、斎藤 2013) がある。また、再測定が必要である場合、再測定差額が純利益には影響しないようにする方法として、再測定差額をその他の包括利益 (OCI) (山内 2010) や資本剰余金 (菊谷 2014) に含めること等が提案されている。

しかし、再測定を行う場合、再測定差額だけではなく、再測定によってのれん等に割り当てられた資産の費用化が事後の利益計算に影響する。再測定の純利益への影響を検討する場合、再測定差額の会計処理への配慮だけでは、完結しないのである。段階取得の有無が純利益に影響しないようにするためには、再測定差額の取扱いだけではなく、のれん等の費用化のパターンも考慮する必要がある。

本稿では、そうした問題意識のもと、支配獲得時の資産負債の測定というストックのニーズを満たしながら、純利益の配分パターンを変えないというフローのニーズも満たすような段階取得の会計処理の検討を行う⁶。再測定差額の会計処理とのれん等の費用化は独立して考えると、さまざまな組み合わせがありうるものの、段階取得においてストックとフローのニーズをともに満たそうとする場合、再測定差額の会計処理とのれん等の費用化の組み合わせが、一意に決まることを示している。

本稿の構成は、次のとおりである。第2節では、会計諸基準の規定を確認する。第3節では、ストックとフローの視点から先行研究を整理する。第4節では、ストックとフローのニーズを満たす段階取得の当初測定と事後測定を検討する。第5節では、結論を述べる。

2 会計諸基準の規定

本節では、会計諸基準の規定と先行研究について説明する。会計諸基準として、IFRS (米国基準と同様) と日本基準を取り上げる。

2.1 IFRS の規定

IFRS 第3号 (IASB 2008) において、特定の類型の企業結合に取得法を適用するための追加的な指針として、段階的に達成される企業結合、すなわち段階取得が定められている⁷。そこでは、段階取得は、取得日の直前に持分を保有していた被取得企業の支配を取得する取引とされており、

⁶ 本稿では、さしあたり 100%取得となるケースで単純化して考える。100%未満取得となるケースにおける非支配株主持分の考慮については、別稿で行う。

⁷ 他には、対価の移転なしに達成される企業結合について定められている。

具体例として、20X1年12月31日に、企業Aは企業Bの非支配持分を35%保有しており、その日に、企業Aは企業Bの持分の40%を追加購入し、企業Aは企業Bの支配を得るといった取引が示されている（IASB 2008, 41項）。

この段階取得においては、以前に保有していた被取得企業の持分を、取得日公正価値で再測定し、それにより利得又は損失が生じる場合には、当該利得又は損失を、適宜、純損益又はその他の包括利益に認識しなければならないとされている（IASB 2008, 42項）⁸。このことについて、IFRS第3号の結論の背景において、FASBとIASBは、企業に対する非支配投資の保有から、当該企業に対する支配の獲得への変化は、当該投資の性質及び投資を取り巻く経済的環境の重大な変更該当するという結論を下したとされている（IASB 2008, BC384項）。そのうえで、当該変更は、当該投資の分類及び測定の変更を正当化するものとされている（IASB 2008, BC384項）⁹。

再測定差額の会計処理については、売却可能証券の評価差額の会計処理ではなく、売却可能証券の認識の中止の会計処理との整合性が、根拠として挙げられている（IASB 2008, BC389項）¹⁰。なお、IFRS第3号の反対意見において、段階的に達成された企業結合に関する1人のIASBメンバー（Robert P. Garnett氏）の意見が示されている¹¹。そこでは、従来保有していた被取得企業に対するすべての資本持分を公正価値で再測定することの影響について、純損益ではなく、その他の包括利益の独立の内訳として認識することが主張されている（IASB 2008, DO11項）。

2.2 日本基準の規定

日本基準における段階取得の規定は、2008年12月に公表、2013年9月に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会2013a）で定められている¹²。取

⁸ 過去の報告期間において、被取得企業に対する持分の価値の変動をその他の包括利益に認識している場合には、その他の包括利益に認識された金額は、取得企業が以前保有していた持分を直接処分したならば要求されたであろう基準と同じ基準で認識しなければならないとされている（IASB 2008, 42項）。

⁹ さらに、次のように述べられている。

支配を獲得した時点で、取得企業は被取得企業における非支配投資資産の所有者ではなくなる。現在の実務と同様に、取得企業は投資資産の会計処理を中止し、財務諸表における被取得企業の資産、負債及び営業成績の報告を開始する。実質上、取得企業は企業に対する投資資産の所有者としての地位を、当該企業（被取得企業）の資産及び負債に対する支配財務持分や被取得企業及びその経営者が当該資産を営業活動にどのように使用するかを指示する権利と交換している（IASB 2008, BC384項）。

¹⁰ より詳細には、FASBとIASBは、売却可能証券の価値の変動は、当該証券の認識の中止が行われた時に、純損益に認識されることに留意した。段階的に達成される企業結合において、取得企業は、支配を獲得した時点で、連結財務諸表において企業に対する投資資産の認識の中止を行う。したがって、両審議会は、結果として生じる利得又は損失を取得日に純損益に認識することは適切であるという結論を下したとされている（IASB 2008, BC389項）。

¹¹ IASBメンバーという表現は、財務会計基準機構・企業会計基準委員会監訳（2015）に依っている。

¹² 2013年改正では、段階取得に関する規定は変更されていない。

段階取得における従来投資の再測定と利益計算

得が複数の取引により達成された場合（段階取得）における被取得企業の取得原価の算定は、個別財務諸表と連結財務諸表とで異なっている。個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって、被取得企業の取得原価とすることが求められている（企業会計基準委員会 2013a, 25 項）。

連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定することが求められている。さらに、当該被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額（持分法適用関連会社と企業結合した場合には、持分法による評価額）との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理することとされている（企業会計基準委員会 2013a, 25 項）。

この背景として、「企業が他の企業を支配することとなるという事実は、当該企業の株式を単に追加取得することとは大きく異なるものであるため、被取得企業の取得原価は、過去から所有している株式の原価の合計額ではなく、当該企業を取得するために必要な額とすべきであるという見方がある。すなわち、取得に相当する企業結合が行われた場合には、支配を獲得したことにより、過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったものとみなし、その時点でいったん投資が清算され、改めて投資を行ったと考えられるため、企業結合時点での時価を新たな投資原価とすべきとするものである」（下線筆者）ということが示されている（企業会計基準委員会 2013a, 89 項）。

なお、改正前の 2003 年会計基準では、段階取得における取得原価を、取得企業が被取得企業に対する支配を獲得するに至った個々の取引ごとに支払対価となる財の時価を算定し、それらを合算したものとされていた。これは、「個々の交換取引はあくまでその時点での等価交換取引であり、取得が複数の交換取引により達成された場合、取得原価は個々の交換取引ごとに算定した原価の合計額とすることが経済的実態を適切に反映するとの考え方によるものである」（下線筆者）とされているものである（企業会計基準委員会 2013a, 88 項）。

3 ストックとフローの視点からの先行研究の整理

本節では、ストックとフローの視点から先行研究を整理する。辻山（2015）では、表 1 のように、現代会計における対立軸として、焦点を当てる資源という視点から、フローとストックがあることが示されている（辻山 2015, 11）。

表1 現代会計における対立軸

	視点	対立軸	
1	焦点を当てる資源	フロー	ストック
2	測定のアンカー	現金収支	公正価値（時価）
3	利益観	収益費用中心観	資産負債中心観
4	同上	損益法	財産法
5	貸借対照表観	動態論	静態論
6	資産評価基準	取得原価主義	公正価値（時価）主義
7	損益認識基準	実現基準	公正価値（時価）基準
8	業績指標	当期純利益	包括利益
9	企業に関する前提	継続企業	清算企業
10	株主資本価値	将来CFのPV	純資産時価
	評価の主体	投資家	企業
	のれんの扱い	含む	含まない

※表中のCFはキャッシュフロー、PVは現在価値を表す。

出典：辻山（2015, 11）図表1-1

3.1 支配獲得時のストックの情報ニーズ

最近のIASBの基準設定では、表1の右側にあるストックや資産負債観（資産負債アプローチ）が重視されているといわれる（辻山 2013 等）¹³。そうしたアプローチにもとづけば、子会社の支配を獲得する取引においては、連結財務諸表上、支配概念の重視から、支配獲得時の資産負債の測定が重視されることになろう。言い換えれば、支配の獲得にもとづいて資産が測定され、それにもとづいて資本と利益が測定されるといえる（大雄 2009, 83）。ある一面をとらえれば、支配概念は、支配獲得時のストックの情報ニーズを反映しており、貸借対照表のリアリティを回復する試み（辻山 1998, 15 等）と整合的であるともいえる。

段階取得時の従来投資の再測定は、この流れに沿うものであるといえる。高須（2010）では、段階取得に伴う再測定および利得が支配概念によって説明されること、それによって連結のれんの純化が図られているともいえることが示されている（高須 2010, 56）。大雄（2009）では、支配の継続性の観点から、支配獲得前の取引は金融資産の取得とみられ、支配獲得日の取引は子会社資産の取得とみなされるため、支配獲得前に取得した株式を支配獲得日にいったんすべて売却し、ただちに買い戻したと仮想して処理するしかないとされている（大雄 2009, 79）。同様に、IASB（2008）でも、実質上、取得企業は企業に対する投資資産の所有者としての地位を、当該企業（被取得企業）の資産及び負債に対する支配財務持分や被取得企業及びその経営者が当該資

¹³ たとえば、石川（2014）では、実態・リスクの情報開示が求められているとされている（石川 2014, 54）。このストックのニーズを突き詰めれば、CFAI（2007）のような全面公正価値会計となる可能性がある。

産を営業活動にどのように使用するかを指示する権利と交換しているとされている（IASB 2008, BC384 項）。

3.2 フロー重視からの純利益算入への疑念

フロー重視の考え方からは、段階取得における従来投資の再測定に伴う評価差額は、親会社にとっての投資原価を表さないことから、純利益に含めるのは適切ではないように思われる。たとえば、そうした評価差額を利益に含めることによって、段階取得を行わなかった場合と比べて、純利益が多く計上されることになることが懸念されている（菊谷 2014, 21）。（親会社にとっての）純利益だけを重視すれば、段階取得のケースにおいても従来投資を再測定すべきではないであろう。

特に、斎藤（2013）では、支配獲得会社が関連会社であった場合、事業投資という投資の性質が変わらないのにもかかわらず、公正価値への評価替えが行われ、切り上げの場合ならのれんを増やして将来の見込み利益を先取りする意味はよくわからないと主張されている（斎藤 2013, 358-359）。山下（2009）も同様に、事業投資の性質をもつ持分法適用関係会社等から連結子会社となる段階取得は、事業投資といった投資の性質が変わらないために、再測定自体が必要ないことを示している¹⁴。

ただし、ストックのニーズから従来投資の再測定を行っても、純利益に影響させない可能性の1つとして、その評価差額を純利益に含めずに OCI とすることが考えられる。そうすることで、段階取得当初の純利益への影響は避けられる。

たとえば、前述のように、IFRS 第3号の段階的に達成された企業結合に関する反対意見において、1人のIASBメンバー（Robert P. Garnett氏）から、再測定差額をOCIとすることが提案されている（IASB 2008, DO11項）。また、山内（2010）では、従来投資と公正価値との差額について、当初の保有目的によって、再測定差額が純利益に含まれるかOCIに含まれるか、2つのパターンが示されている。当初の保有目的が売買目的である場合には、再測定差額は利得として純利益に含まれ、当初の保有目的が支配目的である場合には、再測定差額はOCIに含まれることが提案されている（山内 2010, 268-270）¹⁵。ただし、企業結合や連結に関する現行の会計基

¹⁴ 山下（2009, 187-205）では、金融投資と事業投資といった持分投資の性質の変化前後のリスクからの解放のパターンが示され、企業会計基準委員会の公開草案も最終基準も、概念フレームワーク等の基本的な考え方となじまない部分があることが指摘されている（山下 2009, 196-198）。日本基準である企業会計基準委員会（2008）の段階取得における再測定差額を純利益に含めるという規定を、ASBJが依っているとされるリスクからの解放概念に従って説明するのは難しい場合もある。たとえば、関連会社から子会社になった場合などは、事業投資が継続していることから、リスクから解放しているとは言い難いように思われる。段階取得と支配喪失の考え方の違いについては、秋葉（2015）、山下（2015c）を参照。

¹⁵ OCIに含めた後の処理は、山内（2010）では必ずしも明示されていない。

準等では、このようなものに OCI は用いられていないことが指摘されている（大雄 2015; 山下 2016）。

菊谷（2011a）（2011b）（2014）では、再測定を行う場合、再測定差額は、資本剰余金とすることが提案されている。段階取得は、支配獲得時点に企業集団内部取引に転化した資本取引とみなされるべきであり、その再測定差額は、利益操作を避けるためにも、企業集団内に維持すべき資本剰余金として計上され、連結純利益に算入されるべきではないとされている（菊谷 2014, 21）。そこでは、再投資の擬制は妥当ではないのではないかと指摘されている（菊谷 2014, 20）。

そのほか、小阪（2010b）では、段階取得に関する米国基準適用企業のケーススタディが行われ、小阪（2014）では、段階取得に係る差益や段階取得に係る差損の影響が調査されている。これらをまとめると表2のとおりである。

表2 再測定の有無と当初の再測定差額の取扱い

再測定の有無	当初の再測定差額の取扱い	代表的な文献
あり	純利益	現行基準
	OCI	IFRS 第3号に対する Garnett 氏の反対意見 山内（2010）等
	資本剰余金	菊谷（2014）等
	利益剰余金	
なし	—	旧基準

4 スtockとフローのニーズを満たす段階取得の当初測定と事後測定

4.1 事後の利益計算への影響

上述のように段階取得に関するこれまでの議論の中心は、再測定の有無や段階取得時の評価差額の取扱い等であった。Stockとフローのニーズの折衷を目指すとき、その他有価証券評価差額金や売却可能有価証券の評価差額のように、段階取得で生じる評価差額は、純利益に含めるのではなく、OCIに含めればよさそうである。あるいは、さしあたり純利益にしないというだけなら、資本剰余金や利益剰余金とすることも、ありえそうである。

しかし、純利益の歪みに対する懸念は、評価差額を純利益に含めないようにするだけでは解決しない。プラスの評価差額（貸方差額）が発生するとき、同時に資産等の評価増分（借方差額）も生じる。貸方が増加するだけでなく、借方も増加するのである。たとえば、山内（2010）等で、段階取得に伴う再評価の際にのれんが増えることが指摘されている。のれん等の資産が増えれば、

段階取得における従来投資の再測定と利益計算

当初測定だけでなく、当該資産の費用化等を通じて、事後測定にも影響を与えることになる¹⁶。

この事後測定に対する影響に関する指摘は、辻山(2013)で行われている。辻山(2013)では、市場の直観に反するという指摘が絶えない会計基準の例の1つとして、段階取得が挙げられている。ここでは、「日本基準を採用している場合には、その償却額をその後毎期の費用に算入しなければならず、その分だけその後の営業利益が小さくなる。米国基準やIFRSを適用している場合には償却は免れるが、代わりに恒常的に減損リスクにさらされることになる」(下線筆者)(辻山 2013, 164; 注(5))といった懸念が示されている。のれんについて非償却の規定となっているIFRS等を適用している場合、償却をしていない分、減損損失が純利益に対してより大きな影響を与える(巨額になる)こともありうる。

段階取得株式時価評価損益は、公正価値測定の範囲の拡大の種類のうち従来モデルの枠外に位置付けられている(辻山 2013, 185)¹⁷。段階取得の株式の時価評価も、投資原価ではないものをわざわざ原価(機会費用=利益)として計上し、その後の償却や減損処理の対象にするという意味で、投資の回収計算という意味では不合理である(辻山 2013, 186)。投資プロジェクトの遂行ではなくその売却による回収を想定した場合に初めて正当化されうると思われるからとされている(辻山 2013, 186)。

どのようにすればこの影響を避けられるかについて、先行研究では、(再測定を行わない以外の)解決策は示されていない。そこで、次項では、再測定を行う場合に、ストックとフローの両立をどうすればよいか、評価増分の会計処理も考慮したうえで、段階取得時の評価差額を検討する。

4.2 事後の利益計算を考慮した当初測定の検討

段階取得における当初測定と事後の利益計算の組み合わせは、評価差額と評価増分の両方についてありうるため、さまざまなパターンが考えられる¹⁸。ストックのニーズとフローのニーズの

¹⁶ 固定資産の評価益が先に出ると、事後に当該固定資産の償却の負担が重くなることは、個別価格の変動の影響を議論した文献では、当然のように指摘されている問題である。たとえば、斎藤(1988, 22-24, 30-32)、辻山(1993, 40-41, 46)等を参照。

¹⁷ 従来モデルの枠外として、その他に、のれん償却+減損判定、負ののれんの即時利益算入、負債の時価評価損益が挙げられ、従来モデルの枠として固定資産の減損、退職給付、資産除去債務、売買目的有価証券評価損益が挙げられている(辻山 2013, 185)。

¹⁸ 純利益を再評価がなかったときとあったときで同じにする方法は、現行制度にとらわれずに考えると、たとえば、①評価差額を純利益に入れるが再評価分は即時償却(圧縮記帳パターン)、②評価差額をOCIにして費用処理に合わせてOCIリサイクリング(中和化)、③評価差額をOCIにして再評価分の費用処理をOCIに算入する、④評価差額をOCIにして再評価分の費用処理を純資産直入する、⑤評価差額をOCIにして再評価分の事後処理はしない、などがありうる。ただし、③~⑤の場合、支配喪失時等のリサイクリング、またはノンリサイクリングを考慮すると、再評価がなかったときのようににはならない(異なるキャッシュフローの配分パターンになる)。逆にいえば、それだけドラステックなことが求められる。このようなマージナルな部分から波及する大きな変更が求められるのも、妙な話である。

両面から考えると、どのようになるであろうか。先に借方の評価増分の当初測定および事後測定を検討したうえで、貸方の評価差額を検討する。

(1) 評価増分の当初測定

段階取得に伴って生じた借方の評価増分の当初の会計処理は、たとえば、①のれん等の資産にまとめて（評価増分は分けずに）計上する、②評価増分だけ分けて資産に計上する、③即時純利益に費用として計上する、④即時 OCI のマイナスを計上する、⑤即時資本剰余金のマイナスを計上する、⑥即時利益剰余金のマイナスを計上する、⑦認識しない、などが考えられる。

支配獲得時のストックの情報ニーズを考慮すると、評価増分を資産に割り付けないという③～⑦は、採用しがたい選択肢であろう。②の選択肢は、評価増分だけ分けて計上するなどといったことは他に行われておらず難しいように思われる。③～⑥の即時処理は、支配獲得時のストックである資産を示せないことから、難しいように思われる。⑦の認識しないことも、同様である。結果として残るものは、①ののれん等の資産として認識するものである。

(2) 評価増分の事後測定

段階取得当初において評価増分をのれん等の資産とする場合の、事後の会計処理（のれん等の費用・減額処理）の代替案は、たとえば、①当期の純利益（即時償却・即時減損）、②当期以降の純利益（償却・減損）、③ OCI（支配喪失時に純利益に振替）、④支配喪失時に減額（支配喪失時まで費用化しない）、⑤資本剰余金／利益剰余金などが考えられる。なお、のれんの償却・減損は、タイミングは違うものの費用化される点では同じなので、さしあたりまとめて考える¹⁹。

企業結合においてのれんを含む個々の資産に配分されると、通常、その資産の費用化パターンに従うことになる。再測定分とそれ以外を比率等で分けることでできると思われるが、個々の資産ごとに比率等で分けるのは、非常に煩雑になる可能性もある。現行制度上で比例連結が採られていないことを前提とすると、実務的な簡便性を考えて、こうした手続きも、基準設定上は合意がなされにくいかもしれない。わざわざ段階取得による評価増分だけを切り分けて資産の費用化を行うことは、難しいように思われる。

そうすると、5つの代替案のうち、①即時償却・即時減損、③ OCI、④支配喪失時まで費用化しない、⑤資本剰余金／利益剰余金の代替案は、通常のにれんの会計処理としては、採用が難しい選択肢であろう。結果として残るものは、②当期以降の純利益に含まれる費用（償却・減損）である。

¹⁹ のれんの償却・非償却に関する議論は、本稿では検討しない。

(3) 評価差額の当初測定および事後測定

このように、ストックのニーズを考慮すると、評価増分は、のれん等の資産に計上したうえで、当期以降の純利益に含まれる費用（償却・減損）とすることが求められることになる。現行ののれん等の会計処理を前提とすると、評価差額の純利益への影響と、評価増分の費用化による純利益への影響のタイミングを合わせるためには、評価差額を OCI にしたうえで、のれん等の評価増分の費用化の際に、リサイクリングするほかなさそうである。このように、のれん等の増額分の償却または減損のタイミングに対応させて、段階取得に伴う OCI を減少させる、すなわちリサイクリングすることで、のれん等の増額分と段階取得に伴う OCI は相殺され、再測定による影響をなくすることができる。

段階取得の再測定の純利益への影響を評価増分の会計処理まで含めて考えると、評価差額を資本剰余金／利益剰余金に入れることは合理的ではない。当初認識（段階取得）時に資本剰余金／利益剰余金としてしまうと、評価増分の費用化に伴って、費用が増大し、純利益が減少することになる。資本と利益の区分に抵触するのである。また、資本が増えて、利益が減ることとなり、ROE 等の財務比率がよくない方向に変わることになる。

5 おわりに

IASB（2008）や企業会計基準委員会（2008）等によって、段階取得において、従来投資の再測定が行われ、再測定差額を純利益に含めることが求められるようになった。従来投資の再測定は、資産負債アプローチやストックのニーズによって、支配獲得時の資産負債の公正価値（時価）による測定が求められる結果であるといわれる。

ただし、このストックのニーズを満たすときに、フローのニーズを無視してよいわけではない。フローのニーズを満たす観点の先行研究では、再測定の要否に加えて、再測定差額の性質や会計処理が議論されてきた。しかし、再測定差額を純利益にしないだけでは解決しない問題がある。

そこで、再測定を行うときの、評価増分の会計処理を見据えた、再測定差額の当初測定および事後測定を検討した。類型化するとさまざまな選択肢があるように見えるものの、ストックの情報ニーズとフローの情報ニーズを考慮すると、採りうる選択肢は自然と絞られることになる。ストックのニーズからは、評価増分は、のれん等の資産に計上したうえで、当期以降の純利益に含まれる費用（償却・減損）とするほかになさそうである。

フローのニーズから再測定による純利益への影響をなくすためには、のれん等の増額分の事後測定と段階取得に伴う再測定差額の事後測定をタイミングと金額を合わせて相殺することができればよい。そうすると、段階取得に伴う再測定差額は、事後の期間に純利益に含めるためには

OCIにするほかなさそうである。そのうえで、当該再測定差額は、のれん等の資産の増額分の償却または減損のタイミングと金額に対応させて、OCIから純利益に振り替えるリサイクリングの手続きを行うことによって、純利益への影響を排除することができる。

今後の課題としては、①負ののれんが生じる場合の検討、②100%未満取得となる段階取得に関する検討、③物価変動会計における議論との比較による含意の検討等がある²⁰。

²⁰ 物価変動会計における議論としては、たとえば、Whittington (1983)、加古 (1970) (1981)、斎藤 (2010) (2013)、辻山 (1994)、森田 (1979) 等を参照。

参考文献

- CFA Institute. 2007. *A Comprehensive Business Reporting Model: Financial Reporting for Investors*. Charlottesville, VA: CFA Institute.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Revised 2007). *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2014. Accounting Standards Updates (ASU) No.2014-02. *Intangibles – Goodwill and Other (Topic 350): Accounting for Goodwill (a consensus of the Private Company Council)*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2004a. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3. *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2004b. International Accounting Standard (IAS) 36 (Revised 2004). *Impairment of Assets*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2013. *Post-implementation Review: IFRS 3 Business Combinations*. London, U.K.: IFRSF.
- Whittington, G. 1983. *Inflation Accounting: An Introduction to the Debate*. Cambridge, U.K.: Cambridge University Press. (辻山栄子訳. 2003. 『会計測定の基礎』中央経済社.)
- IFRS 財団編(企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳). 2015. 『国際財務報告基準(IFRS®) 2015』中央経済社.
- 秋葉賢一. 2015. 「企業結合における段階取得」『企業会計』第67巻第2号. 71-72.
- 石川純治. 2014. 『揺れる現代会計 ハイブリッド構造とその矛盾』日本評論社.
- 大雄智. 2009. 『事業再編会計 資産の評価と利益の認識』国元書房.

段階取得における従来投資の再測定と利益計算

- 大雄智. 2015. 「新会計基準と資本の歪み」『会計』第187巻第1号. 27-39.
- 加古直士. 1970. 「時価主義減価償却会計への移行手続序説」『流通経済論集』第4巻第4号. 18-25.
- 加古直士. 1981. 『物価変動会計』中央経済社.
- 川本淳. 2002. 『連結会計基準論』森山書店.
- 企業会計基準委員会. 2007. 「企業結合会計の見直しに関する論点整理」.
- 企業会計基準委員会. 2008. 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013a. 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013b. 改正企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」.
- 企業会計基準委員会. 2013c. 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会企業結合プロジェクト・チーム. 2007. 「企業結合会計に関する調査報告——EUによる同等性評価に関連する項目について——」.
- 菊谷正人. 2011a. 「段階取得の会計処理における問題点」『経済志林』第48巻第1号. 103-114.
- 菊谷正人. 2011b. 「段階取得・追加取得の会計処理に関する理論的考察」『産業経理』第71巻第2号. 23-31.
- 菊谷正人. 2014. 「段階取得と追加取得の会計処理における理論的整合性に関する一考察」『産業経理』第74巻第2号. 12-22.
- 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- 小阪敬志. 2009. 「IFRS3における段階取得の会計処理に関する一考察」『産業経理』第69巻第2号. 170-179.
- 小阪敬志. 2010a. 「段階取得における持分投資の会計処理——関連会社に対する支配の獲得を題材として——」『会計』第177巻第1号. 125-134.
- 小阪敬志. 2010b. 「米国基準による企業結合会計——日立製作所によるクラリオンの段階取得を題材として——」『会計論叢』第5号. 97-106.
- 小阪敬志. 2014. 「段階取得に係る損益の経済的影響」『政経研究』第51巻第2号. 113-142.
- 斎藤静樹. 1988. 『企業会計：利益の測定と開示』東京大学出版会.
- 斎藤静樹. 2010. 『企業会計とディスクロージャー 第4版』東京大学出版会.
- 斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究<増補改訂版>』中央経済社.
- 高須教夫. 2010. 「連結会計基準の改訂と連結基礎概念」『会計・監査ジャーナル』第655号. 52-57.
- 辻山栄子. 1993. 「企業の資本と利益」斎藤静樹編著『財務会計』有斐閣. 27-53.
- 辻山栄子. 1994. 「基礎概念」斎藤静樹編著『企業会計における資産評価基準』第一法規. 15-99.
- 辻山栄子. 1998. 「包括利益をめぐる議論の背景（アメリカ）」企業財務制度研究会・包括利益研究委員会『包括利益をめぐる論点』企業財務制度研究会. 3-42.
- 辻山栄子. 2013. 「現代会計のアポリア——対立する2つのパラダイム——」『早稲田商学』第434号. 163-194.

- 辻山栄子. 2015. 「国際財務報告基準 (IFRS) をめぐる理論的課題と展望」辻山栄子編著『IFRSの会計思考——過去・現在そして未来への展望』中央経済社. 1-34.
- 日本公認会計士協会. 2014. 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
- 森田哲彌. 1979. 『価格変動会計論』国元書房.
- 山内暁. 2010. 『暖簾の会計』中央経済社.
- 山下奨. 2009. 「持分の段階取得と収益認識」『商学研究科紀要』第68号. 187-205.
- 山下奨. 2015a. 「のれんの非償却が企業結合会計の当初測定に及ぼした影響」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第19号. 221-234.
- 山下奨. 2015b. 「連結会計における支配獲得後の子会社株式の一部売却に関する会計処理——親会社説に基づく利益と経済的単一体説に基づく利益の両立に向けた課題——」『コミュニケーション文化』第9号. 146-158.
- 山下奨. 2015c. 「子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第20号. 111-130.
- 山下奨. 2016. 「子会社に対する支配喪失の形態による残存投資の測定の差異——リスクからの解放による分析と有価証券の分類への示唆——」『コミュニケーション文化』第10号. 181-194.